

# 性暴力とはなにか。その根絶に向けて

－女性の真のエンパワーメントの創造から－

山本（山口） 典子

日本大学大学院総合社会情報研究科

## Sexual Violence and Its Eradication

－Through Real Empowerment of Women and Girls－

Yamamoto(Yamaguchi) Noriko

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

---

Sustainable Development Goals, which was adopted by the world leaders at UN in New York last September, officially started on January 1, 2016. A new sustainable development agenda asks countries to embark actions to achieve 17 sustainable development goals (SDGs) by 2030. Goal 5 is to achieve gender equality and empower all women and girls. It clearly stipulates in target 1 to end all forms of discrimination against all women and girls everywhere and in target 2 to eliminate all forms of violence against all women and girls in the public and private spheres, including trafficking and sexual and other types of exploitation. Currently we recognize that there is common serious challenge of violence against women and girls in any countries and regions. In this paper, the author discusses sexual violence to find ways to eliminate it and to create safe societies without any gender-related violence against women and girls.

---

### 1. はじめに

性暴力の被害者は、その大半が女性や女児である。もちろん男性や男児、性的マイノリティーの人々も、年代もすべての年代にわたって被害を受けている。にもかかわらず、性犯罪による被害は、親告罪であることや、日本の社会風土の中で性に関するタブー視、見たくない、聞きたくない、関わりたくないが、そして話題にすることもはばかれるという「性」の隠匿性、また被害を受けても、警察に被害届を出すことをためらい、誰かに打ち明けたとしても家族や社会などから二次被害を受ける可能性が強く、なによりも性被害を受けた本人が心身ともにショックを受け、解離性障害を起こすなど、どうするべきかという正当な判断や行動を起こせなくなることなどの理由から、その実態は、警察庁などの白書にある被害統計の数字は氷山の一角であるという認識がもたれている。しかし「性暴力」は強姦行為に限定されているという誤解も多いと思われるため、本稿に

おいて「性暴力とはなにか」について言及し、とにより、自らの能力をのびのびと発揮できる健全な社会を実現するために、大きな障壁となっている性暴力の根絶のためには何が必要かを考察する。

### 2. 性暴力とはなにか

性暴力(sexual violence)の定義は、国際的に世界保健機構(WHO<sup>1</sup>)「世界の暴力と健康レポート」(2002年)によると性暴力とは、「本人のセクシュアリティに対する、強制や威嚇によるあらゆる性的行為や、性的行動への衝動、で被害者とどのような関係であっても、自宅や職場に限らずどのような場所であっても起こる。」とされており、最も深刻な人権侵害を及ぼすものとされている。

---

<sup>1</sup>世界保健憲章(1948年4月7日発効)に基づいて発足した国際連合の専門機関の1つ。「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的に掲げている。

具体的には、ドメスティック・バイオレンス<sup>2</sup>、強姦<sup>3</sup>、強制わいせつ<sup>4</sup>、子どもへの性的虐待<sup>5</sup>、セクシュアル・ハラスメント<sup>6</sup>、ストーカー行為<sup>7</sup>、人身取引<sup>8</sup>等といった性に基づく暴力行為。また本人の望まないすべての性的な意味合いを持った行為で、単に性器の挿入だけではなく、言葉による嫌がらせも含まれる。また、望まない性的な情報(画像や書籍)を見せたり、あるいは一方的に裸や性器を露出して見

せることも視覚的な性暴力である。性暴力は、いずれも加害者からの一方的かつ強制的な行為である。さらに性暴力と一般の暴力の違いは、様々な暴力の中で性暴力は最も卑劣で許されない行為であるが、「性」に関する事象のため、問題が表面化しにくい特性がある。また加害者が犯罪者であるにもかかわらず、被害者が「悪者・犯罪者」とされやすい。性暴力は、伝統的、文化的、宗教的、慣例的、社会構造的な社会問題や戦争や災害時などの極限状態の際に激化し、正当化される、という傾向があるということである。性暴力について具体的に見ていくと、

#### 1) 人身取引

警察庁保安課の広報資料(2016年2月18日)「平成27年中における人身取引事犯の検挙状況等について」をみると、事例として(1)日本人児童等被害に係る人身取引案(大阪府、平成26.9～平成27.6)スカウトマンらは、男女交際を装って児童等を自宅マンションに住ませ、暴行・脅迫の上、インターネットで募った遊客との売春を強要し、売春代金全額を搾取していた。被害者4人を保護するとともに、被疑者を売春防止法違反、児童福祉法違反等で逮捕。

(2) タイ人女性被害に係る人身取引事案(栃木県、平成27.3～平成27.8)タイ人ブローカーらは、甘言によりタイ人女性を日本に入国させ、パスポートを取り上げた上、多額の借金を負わせホステスとしての稼働や売春を強要していたもので、被害者2人を保護するとともに、被疑者を売春防止法違反、出入国管理及び難民認定法違反等で逮捕、という事例が挙げられている。これらの事例から、最近の人身取引の特徴がうかがえる。日本人被害者は、出会い系サイト等を利用した売春を強要される事案、外国人被害者は、ホステスとしての稼働を強要される事案が目立っている。人身取引に関しては、2000年に国連において、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人特に(女性及び児童)の取引を防止し及び処罰するための議定書」(略称 国際組織犯罪防止条約人身取引議定書 PROTOCOL TO PREVENT, SUPPRESS TRAFFICKING IN PERSONS, ESPECIALLY WOMEN AND CHILDREN, SUPPLEMENTING THE UNITED NATIONS CONVENTION AGAINST TRANS NATIONAL

<sup>2</sup>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年四月十三日法律第三十一号)「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

<sup>3</sup>強姦罪(刑法第177条)「暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫(かんいん)した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期徒刑に処する。」

<sup>4</sup>強制わいせつ罪(刑法176条)「13歳以上の男女に対し、暴行または脅迫を用いてわいせつな行為をした者」

<sup>5</sup>児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年五月二十四日法律第八十二号)「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う行為。第二条第二項「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」

<sup>6</sup>雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭六〇法四五・平九法九二・改称)第11条「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」

<sup>7</sup>ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年五月二十四日法律第八十一号)「ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする」

<sup>8</sup>人身売買罪(刑法226条の2)「人を買ひ受けた者は、3月以上5年以下の懲役に処する。」

ORGANAIZED CRAIME)がニューヨークで採択され、2005年には我が国の国会において承認している。この議定書の第2条には、「女性及び児童に特別の配慮を払いつつ、人身の取引を防止し、及びこれと闘うこと。」と明記されている。

人身取引に関する我が国の現状は、先進国においてもかなり懸念されている。例えば、アメリカ合衆国、国防省が発行している人身売買(取引)白書(2015年7月)では、人身取引に関する各国の取り組みのレベルを示しているが、G8で見た場合、日本以外の7か国は「Tier1」で「最低限の国際基準を満たしている」とされているが、日本は「Tier2」で、「最低限の基準を完全には満たしていないが、努力をしている国」として位置づけられている。その理由として「enjo kousai」や「JK business」がそのまま日本語のローマ字表記で表現され、児童や女子高生が道路や地下鉄、若者の集まる場所、学校などの公共空間やサイバー空間において人身取引の危機にさらされていることを指摘している。(p199)

## 2) JK ビジネス

JK business のJKとは女子高生のことである。JK business とは「女子高生お散歩」に代表される、女子高生による密着なサービスを売りにした商売である。2006年頃より登場した「JK リフレ」はマッサージの際の密着感が売りになっており、マッサージだけでなく個室で二人きりで会話を楽しめ、膝枕、耳かき、添い寝等もサービスに含まれている。「JK リフレ」の客である男性が、少女からの密着なサービスを究極的に求めることによって、女性従業員への性行為とつながりやすく、また従業員である少女らもほかのアルバイトと比較して、手軽に大金が稼げるとして従事しており、脱法性風俗店となっている。風俗営業法違反ではないとして、18歳未満の少女がこのような脱法風俗店で従事している状態のため、児童買春やストーカー犯罪の温床になっていると問題視されている。また、ノルマを与えている店もあり、それが路上での強引な客引きにつながることもあることも問題視されている。JK ビジネスの営業形態例は図1に示すとおりである。

図1 「JK ビジネスの営業形態例」

名称	JKビジネスの営業形態例
リフレ	個室において、高校の制服や下着姿の女子従業員等がマッサージや添い寝等のサービスを提供
散歩	「散歩」と称して、異性と屋外デート、観光案内、自宅の掃除等のサービスを提供
喫茶	喫茶店内において、客の指名を受けて談笑や、ゲーム等をするサービスを提供
見学クラブ	大部屋等に制服姿の女子従業員を待機させ、マジックミラー越しに客にのぞき見等をさせるサービスを提供
ガールズ居酒屋	居酒屋と称して水着や下着姿でウエイターや踊りなどのパフォーマンスをするサービスを提供
ガールズバー	カウンター席を設置し、女子従業員のバーテンダーがカウンター越しに接客し、酒類等を提供
撮影	個室又は屋外等において、客に女子従業員の制服姿やコスプレ、水着姿等を撮影させるサービスを提供
コミュニケーションルーム	店舗を設け、女子従業員が客の要望に応じ会話・占い・カウンセリング・ゲーム・マッサージ等の複合的なサービスを提供

出所：<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/53580.pdf>  
より抜粋

JK ビジネスに関して、愛知県は2015年7月1日から、愛知県青少年保護育成条例の改正を行うことにより、『JK ビジネス包括的規制条例』としてJK ビジネスを規制している。この条例では特に営業者に対する規制として、①青少年を働くように勧誘することを禁止、②青少年を働かせることを禁止、③青少年を営業所に客と立ち入らせたり、客とすることを禁止、④青少年にビラ等を配ることを禁止、⑤従業員名簿の備え付け・保存を義務付け、⑥広告宣伝に青少年の立ち入りまたは客となることの禁止の明示を義務付け、⑦営業所への青少年の立入禁止の掲示を義務付け、と7つの禁止項目を定めている。さらに違反者に対する営業停止命令や罰則を規定しており、また店舗や事務所への立入調査を実施している。

また、今年3月8日(2016年)には、国連の子どもの売買、児童売春、児童ポルノに関する特別報告者は、国連人権理事会において、昨年10月に実施した日本での調査結果をまとめて、日本の10代の女子が従事する「JK ビジネス」や児童ポルノの漫画など「性的搾取を促進し、搾取につながる商業活動」の禁止を勧告することを公表した。特別報告者は、オランダのマオド・ブーア・ブキッキオ氏であり、筆者も大阪で面会し、日本でのこの問題に関する堺市女性

性暴力とはなにか。その根絶に向けて

団体協議会<sup>9</sup>の長年にわたる児童ポルノに関する取り組みや、堺市が現在行っている堺セーフシティ・プログラムにおいて、女性や女兒に対する性暴力のない公的空間を創造する取り組みを行っていること、またコンビニエンス・ストアにおける成人向け雑誌にマスキングを行っている取り組みの具体的内容を、長崎県立大学大学院の李節子教授や堺市の市民人権局長らと共に報告した。

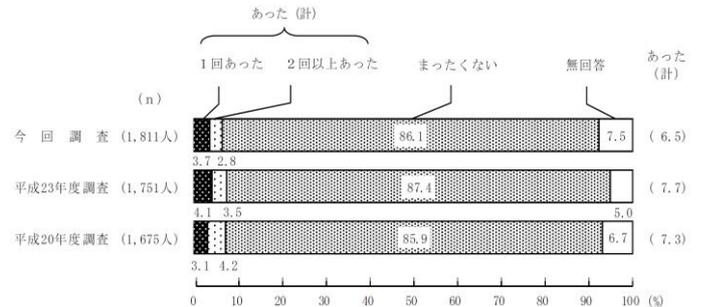
### 3. 性暴力被害の実際

#### 3) 強姦

日本の高校生の性暴力被害については、2003年に野坂祐子<sup>10</sup> (財団法人女性のためのアジア平和国民基金)が東京都および九州地域の高校生 2,346名(女子1,463名・男子883名)に対して実態調査を行っている。

ると、男性から性交された(強姦)経験があると答えた女性は6.5%で15人に1人。

(表2) 男性から性暴力(性交)された経験



出所：男女間における暴力に関する調査報告書：内閣府男女共同参画局 平成27年3月

そのうち性交加害者との面識については、約9割が面識があり、

(表1) 性暴力被害者性別一覧(「ある」の回答：%)

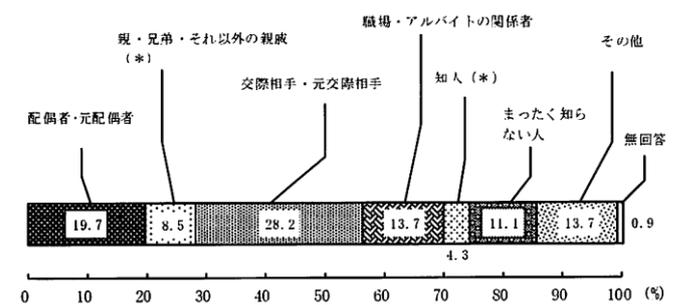
性暴力被害項目	女子 (%)	男子 (%)
Q1. あなたの体について、からかわれたり、いやらしいことを言われたことがありますか	33.0	20.7
Q2. 相手の裸や性器を、わざと見せられたことがありますか	35.1	12.7
Q3. 無理やり、体を触られたり、抱きつかれたことがありますか	37.2	13.6
Q4. 無理やり、セックスをされそうになったことがありますか	13.2	2.7
Q5. 無理やり、セックスをされたことがありますか	5.3	1.5
Q6. 携帯電話や、出会い系サイト、インターネットで性的にいやな体験をしたことがありますか	10.1	2.4

出所：野坂 祐子：財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 71頁 2004年

この調査によると、無理やりセックスをされそうになったことがある者が女子で13.2%、つまり8人に1人の割合、また無理やりセックスをされたことがあると答えているものが5.3%、これは19人に1人の割合である。

また内閣府男女共同参画局が2015年12月に行った「男女間における暴力に関する調査報告書」によ

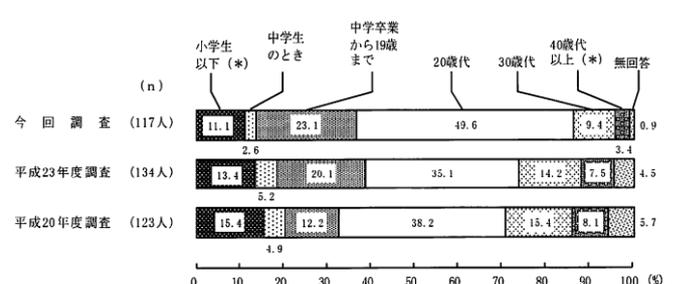
(表3) 性暴力(性交)加害者との面識



出所：男女間における暴力に関する調査報告書：内閣府男女共同参画局 平成27年3月

男性から無理やり性交された被害にあった時期については、約4割が10代であると答えている。

(表4) 異性から無理やり性交された被害にあった時期



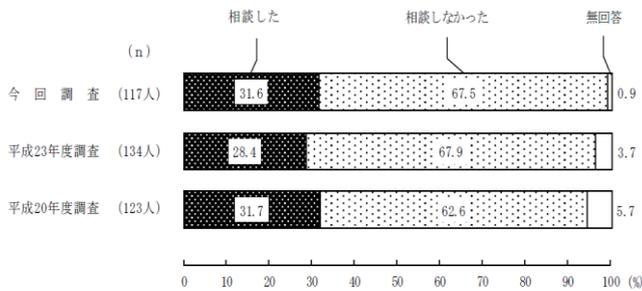
出所：男女間における暴力に関する調査報告書：内閣府男女共同参画局 平成27年3月

<sup>9</sup> 1948年結成。「平和」「平等」「発展」を基軸とし、誰もが安全で安心して暮らせる社会の構築を目的として活動している。

<sup>10</sup> 心理学者、臨床心理士、大阪大学大学院人間科学研究科准教授。大阪教育大学附属池田小学校における事件後のケアや、学校における事件や事故後の介入事業等を行っていた。

さらに無理やり性交された被害後、被害の相談の有無については、約7割の被害者はどこにも。だれにも相談していない。(表5)

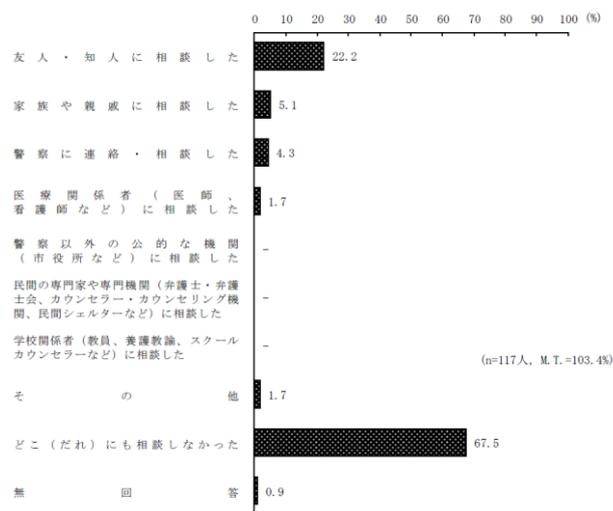
(表5)性暴力(性交)被害の相談有無



出所：男女間における暴力に関する調査報告書：内閣府男女共同参画局 平成27年3月

さらに相談しているとしてもごく身近な知人や友人に相談しており、専門機関にはほとんど相談していないことが分かる。(表6)

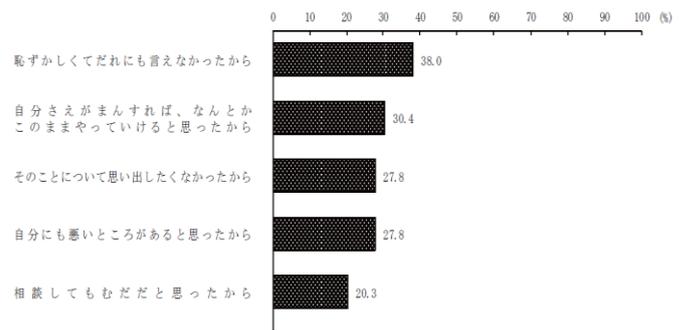
(表6)性暴力(性交)された被害の相談先



出所：男女間における暴力に関する調査報告書：内閣府男女共同参画局 平成27年3月

性暴力の被害を受けても、誰にも、どこにも相談しない理由は、恥ずかしい、がまんする、思い出したくないなどの理由がほとんどである。(表7)

(表7)性暴力(性交)被害の相談をしなかった理由



出所：男女間における暴力に関する調査報告書：内閣府男女共同参画局 平成27年3月

平成27年度版 警察庁の犯罪白書によれば、強姦と強制わいせつの認知件数は(表8)のとおりであり、近年犯罪件数は、ほぼ横ばい、強姦の認知件数は女性10万人に2人である。

(表8)強姦と強制わいせつ認知件数

6-2-1-11表 強姦・強制わいせつ認知件数・被害発生率の推移 (平成17年~26年)

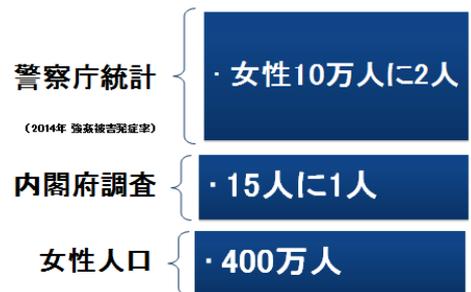
年次	強姦		強制わいせつ			
	認知件数	被害発生率	女子		男子	
17年	2,076	3.2	8,534	13.0	217	0.3
18	1,948	3.0	8,140	12.4	186	0.3
19	1,766	2.7	7,464	11.4	200	0.3
20	1,592	2.4	6,928	10.6	183	0.3
21	1,417	2.2	6,577	10.0	111	0.2
22	1,293	2.0	6,866	10.4	161	0.3
23	1,193	1.8	6,709	10.2	161	0.3
24	1,265	1.9	7,087	10.8	176	0.3
25	1,409	2.2	7,446	11.4	208	0.3
26	1,250	1.9	7,186	11.0	214	0.3

注1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
 注2 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数(男女別)をいう。ただし、強姦については、女子人口10万人当たりの認知件数である。  
 注3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

出所：[http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/62/nfm/n62\\_2\\_6\\_2\\_1\\_6.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/62/nfm/n62_2_6_2_1_6.html)  
 より抜粋 アクセス2016年3月21日

前述の内閣府の調査では、強姦されたことがあると答えた女性は15人に1人であるのと比較すると大きな差があるが、(表9)

(表9)性暴力(レイプ)被害者の実情



(筆者作成)

その理由は、まず強姦や強制わいせつが親告罪であることであると推測される。被害者が自ら、警察などに被害を届け出なければならない。実際には被害者はまず自分の身に何が起こったか冷静には認知できず、さらに誰にも相談できず、どうすればよいのかもわからず、大半は自分が汚れて価値のない人間になってしまったとショックを受け、後述するが解離性障害の症状を呈することが多いとされている。ましてや子どもの場合は、まず自身がなにをされたのかを理解できず、聞かれてもどう説明していいかもわからないで、混乱する。それを保護者が知ったとしても保護者も同時に混乱することが見受けられる。要は、我が国における性暴力のうち、とくに強姦については、被害者の大半がいわゆる泣き寝入り状態で、様々な生活や健康被害を受けながらの人生を強いられるという状態になっているところが、性暴力被害の特徴的な実態である。

世界保健機構 WHO の発表によると(2013年6月20日)、世界の女性の35%、つまり3人に1人が何らかの形で肉体的暴力・性的暴力を受けているとしている。とすると単純計算でも2013年の世界人口は71億62百万人で、そのうち女性は約35億人。そうすると世界の女性の約2億5千万人が性暴力(強姦)被害を受けていることになる。

国連 UN Women<sup>11</sup>は、「女性や女兒に対する暴力はもっとも一般的な人権侵害で、女性や女兒の約70%が一生のうちのどこかで、ぶたれたり、レイプされたり、虐待を受けている。」としている。女性や女兒への性暴力は、世界中に蔓延しており、世界共通の解決すべき喫緊の課題であるとして、「Say No! Violence Against Women&Girls」のキャンペーンを行っている。「女性や女兒への暴力にNoと言おう」というキャンペーンである。筆者も堺市においてこのキャンペーンを展開し、約5万8千筆の署名を集め

<sup>11</sup> 2010年7月2日の国連総会決議により、DAW(国連女性地位向上部)、INSTRAW(国際婦人調査訓練研究所)、OSAGI(国連ジェンダー問題特別顧問事務所)、UNIFEM(国連女性開発基金)の4機関を統合して設立された、United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)の略称。

た。(2009年)

要は、強姦をはじめ女性への性暴力は、これがインフルエンザなどの感染症であれば、公衆衛生上の観点からすぐに小学校なら学級閉鎖、あるいはその他の感染症であれば、保菌者等は隔離される。前述のように女性の3人に1人が、日常的になんらかの暴力を受けているという実態は、すでに公衆衛生上の重大な問題であるにもかかわらず、放置されると言わざるを得ない。性暴力の加害者は、加害をしても被害者が被害を訴えなければ、なんら罰をこうむることもなく、何事もなかったように生活し続ける。この性暴力犯罪の有り様が、さらに性暴力を増加させる要因となっているといえる。

DV や子ども虐待、紛争下や大災害後の避難所等での性暴力の問題も近年、法の整備が進み、それらのすべての性暴力が犯罪であるとの認識は徐々に広まりつつあるが、性暴力の問題は、関わりたくない、見たくない、聞きたくないとされがちであるがゆえに、つまり、市民によるこの問題への無視、アンタッチャブルな状況のおかげで、対策が遅れているともいえる。

#### 4) ポルノグラフィ

2020年に東京オリンピックが開催され、多くの外国人が日本にやってくる。我が国にはポルノが大氾濫している。24時間営業のコンビニエンス・ストアでポルノ雑誌が所狭しと並べられ、ビジネスマン向けの週刊誌には、グラビアヌードがいきなり数ページも掲載され、スポーツ新聞にはポルノ写真や小説、性の売買が公然となされる店舗の広告が掲載され、夜の繁華街には客引きがうろうろし、ホテルに宿泊すれば有料のポルノビデオが必ずといっていいほどテレビにセットされており、飲食店や旅館と称する買春専門店が夕暮れ時に玄関を開ける。その中でも特徴的なのは、萌え文化<sup>12</sup>と称される、顔は子どもで、体つきは熟女のアニメに象徴されるように、あらゆるポルノグラフィーが、児童ポルノもしくは疑似児童ポルノ化していることである。

<sup>12</sup> アニメ・漫画作品に登場する、子供っぽく、単純で可愛い小さな女の子に対し抱く感情を「萌え」と呼び、そこから派生した文化。

町中に氾濫するポルノグラフィーとは、性行為の描写を売り物にした読み物、絵画、写真、映画など(デジタル大辞泉)のことであり、暴力的な性描写のことをいう。もともとポルノの語源はギリシャ語のポルニ(πορνή)であり、娼婦を意味している。つまり、ポルノグラフィーは単なる性描写ではなく、女性の性を商品化、モノ化、非人格化したものであり、そうである以上ポルノグラフィーは性暴力表現であるといえる。

キャスリン・バリーは、「性の植民地<sup>13</sup>」において、「戦争を起こす国は、戦争前にポルノグラフィーが氾濫している。」と述べている。わが国の状況は、まさに戦争前夜の様相を呈しているのかもしれない。

#### 5) サイバー空間性暴力

ICTの普及により、世界中で様々な情報が瞬時に発受信できる時代になり、ポルノグラフィーは、より密室化し、人目に触れずに販路を爆発的に拡大させた。それはポルノグラフィーに限らず、人身取引も自宅やホテルに限らず、どこにいてもメールや電話一本で女性を簡単に買える時代となっている。とくに2007年頃からのスマートフォンの出現は、それを一気に加速化、また膨大なポルノの情報量が24時間365日発信され続けている。

特徴としては、スマートフォンで様々な情報を収集する際に、いつの間にか、巧妙に、直接アダルト・性虐待映像のサイトに行ってしまう。敷居が低く、安易に、誰でも、どこでも、誰にも知られずにポルノ情報にアクセスできる。アダルトは「借りる・レンタル」から、「デジタル・サイバー空間で購入する」、ネット支払い時代になった。

注意しなければならないのは、溢れる暴力的な性虐待映像が、驚くほど、発生、伝染、蔓延、保持されることによって、ますますその暴力性がエスカレートしていつていることである。前述の李節子は、これを「サイバー空間性暴力」と名付けて着目し、今後、我が国においても世界各国においても、性暴力の問題における最大の課題となるであろう分野を

明確に設定した。特に堺市が我が国で初めて取り組むUN Womenのセーフシティ・プログラムの総監修を務める李は、プログラムの焦点を8つの分野に集約し、その一つに「サイバー空間における性暴力」を設定した。大企業が、社会的・道義的責任を果たさないどころか、犯罪である「性暴力」映像を金儲け手段にしていることは、重大な問題である。性犯罪であることの認識の低さ、鈍感さ、無知さ、さらにこれを「見て見ぬふり」状態の公的空間がサイバー空間である。

この現状について千葉大の藤川大祐教授は、「懸念されるのは、特に暴力的な映像をたくさん見せると、性と暴力というものが結びついてしまって異性を暴力の対象としてしか見られなくなるという性の歪み」と述べている。(2013年11月15日NHK放送「10代に広がるネット・ポルノ依存」)

前述のコンビニエンス・ストアで販売されているポルノ雑誌(成人向け雑誌)は、いわゆる若い世代やスマホ世代はほとんど購入しない。なぜならば、スマホやパソコンには、無料のいわゆるアダルト、ポルノサイトが大量にある。テレビでも光ファイバーなどのサイバーに接続しておれば、簡単に児童ポルノ映像も見ることができるので、サイバー世代は、コンビニエンス・ストアで雑誌を購入する必要がない。

実際に、堺市女性団体協議会の青少年健全育成部の調査(2016年4月～7月)では、堺市内のコンビニエンス・ストアで、ポルノ雑誌を置いていない店舗が2店。購入層は60代後半以上の高齢男性が多く、購入時間は深夜、ということが店舗への聞き取り調査でわかっている。

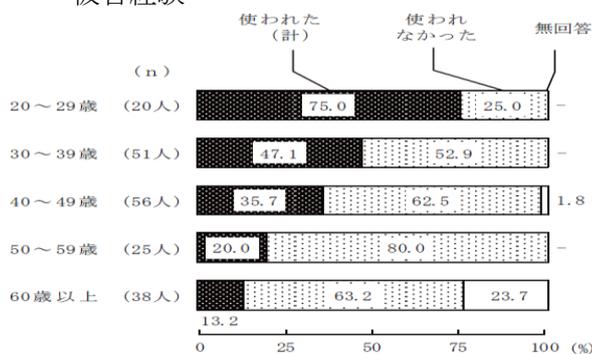
#### 6) リベンジポルノ

サイバー空間性暴力の中で、すでに社会問題化し、規制法ができていのが、リベンジポルノである。リベンジポルノとは、「私的な性的画像を同意なく公表する行為」である。たとえば婚姻関係にあるものや、恋人同士が相手の裸像などを撮影したものを別れたあと、腹いせにいきなりインターネット上に公表するもの。あるいは最初から恐喝目的で、無理やり裸像や強姦行為を撮影し、それを公表する、という性暴力である。

<sup>13</sup> 1979年キャスリン・バリー著。人身売買、強制売春、チャイルドポルノ等々について膨大な資料に基づき書き記されている。

インターネット上で流された映像は、犯人が特定されて厳罰に処されたとしても、これを完全には消滅させられないのが、サイバー空間の独特のシステムである。この問題については被害者は子どもにも及んでおり、2014年11月27日から、「私事性的画像記録の提供被害防止法」(リベンジポルノ防止法)が施行されている。(罰則規定は2015年12月17日から)電子メールやインターネットなどによる被害経験を受けたことのある女性の状況を見ると20代の女性被害が75%を超えている。(表10)

(表10)電子メール・インターネットなどによる被害経験



出所：男女間における暴力に関する調査報告書：内閣府男女共同参画局 平成27年3月

しかし、やはりリベンジポルノ法も親告罪であり、被害者が自ら告訴しなければ公訴を提起することができない。しかし各都道府県の警察では、リベンジポルノ防止のための具体的な対策が始まっている。リベンジポルノは被害が発覚したら、とにかく性的画像情報を一刻も早く削除し、専門機関に相談することが重要であるということネット・リテラシー教育や啓発の中でリベンジポルノ対策として指導する必要がある。

### 7) 児童ポルノ

わが国は世界一の児童ポルノの生産国であると言われている。国際警察からもその点においてマークされているとも聞く。

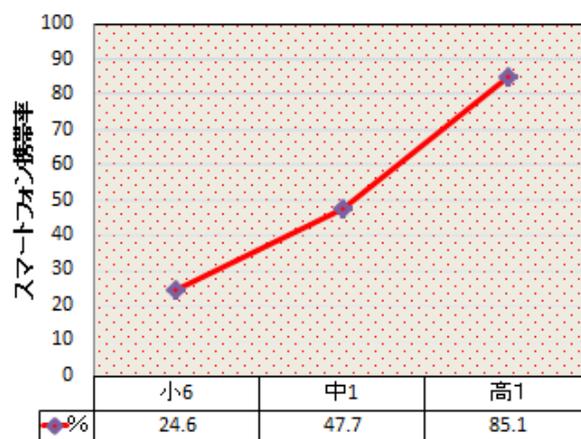
児童ポルノとは何か。その定義は2014年7月15日に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童ポルノ禁止法)によって定義が明確化され

た。「衣服の全部又は一部をつけない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部、または胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」とされている。ただし、漫画、アニメ、CG、疑似児童ポルノ等は処罰の対象外となっている。ここでいう疑似児童ポルノとは、18歳以上の女性を明らかに「子ども」と想定して作成されたポルノのことをいう。

前述のブッキオ国連特別報告者は、日本の児童ポルノや人身取引に厳しい勧告を出したが、その中でも「極端な」児童ポルノ漫画を禁止するよう呼びかけている。

児童ポルノに巻き込まれる危機に瀕している子どもたちのスマートフォン携帯率は、(表11)のとおり、大阪府の調査(2013年)では小6が24.6%、中1が47.7%、高1が85.1%である。

(表11)子どもたちのスマートフォン携帯率



出所：[http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/netsafety/net\\_filtering\\_8\\_1.html](http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/netsafety/net_filtering_8_1.html)  
より作成 2014年8月18日アクセス

また子どものSNSの利用状況は(表12)のとおり、小6が24.6%、中1が31.7%、高1が68.8%であり、そのうち実際出会い系サイトなどで見知らぬ人と会ったことがある出会い率は、小6が40.3%、中1が52.6%、高1が49.7%である。

(表 12)子どもの SNS 利用状況

利用率: **小6:24.6%** **中1:31.7%** **高1:68.8%**  
 出会い率:(利用者のうち見ず知らずの人と知り合ったことのある者の割合)

**小学校6年生:40.3%**  
**中学校1年生:52.6%**  
**高校1年生:49.7%**

出所:大阪府児童生徒の携帯電話利用状況の調査結果  
2013年

おそらくは保護者や学校の先生にも知られることなく、子どもたちは、好奇心や寂しさの解消、面識がないから安心して悩みを相談できる、大人とつながっていることがカッコいいなどの理由で、軽い気持ちで見知らぬ人に実際に会いに行くのである。犯罪に巻き込まれる可能性や、その結果、自分の人生がどう変わるかを理解していないからである。

#### 4. 性暴力と健康被害、生活と人生の一変

性暴力被害による健康被害は、身体的、精神的、心理的に様々な症状が現出する。それも急性期、慢性期にわたり、被害は深刻である。

(表 13)性暴力による健康障害症状

	急性期	慢性期
身体的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外傷…全身・性器</li> <li>・性感染症</li> <li>・妊娠(人工妊娠中絶)</li> </ul>	消化器症状(腹痛、胃部不快感、下痢、下痢と便秘の繰り返し)、頭痛、めまい、耳鳴り、意識消失発作、意識障害、易感染症、泌尿器系の最近感染を繰り返す、皮膚症状(慢性湿疹)、脱毛、口内炎、身体の痛み
精神的 心理的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パニック</li> <li>・解離症状</li> <li>・無反応</li> <li>・恐怖感</li> <li>・不眠</li> </ul>	<b>PTSD(再体験、回避、麻痺)</b> フラッシュバック、侵入、悪夢、過度の警戒反応、イライラ感、睡眠障害、注意集中困難、抑うつ状態、過換気、パニック障害、強迫性障害など

出所: NPO 女性の健康と安全のための支援教育センター編  
2006 SANE 性暴力被害者支援看護職養成講座テキスト

その中でも、被害後とくに見受けられるのは「解離性障害」であり、自分が自分であるという感覚が失われている状態で、例えば、過去の記憶の一部が抜け落ちたり、知覚の一部を感じなくなったり、感

情が麻痺するということがおこる。(厚生労働省 知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス) 重要なことは例えば解離性障害をおこしている被害者は、他者による誤解や偏見をもたれやすく、被害を説明や相談する際に理解されることが困難になる。また、被害後、周囲の人々の言動によって二次被害をうけることが多く、そのことによってさらに PTSD<sup>14</sup>や対人行動に障害がおきたりする。また被害を知らされた保護者や、相談を受けた人が代理受傷(二次受傷<sup>15</sup>)することがあるので、そのフォローが必要である。

また、健康被害だけではなく、被害者の生活が一変し、学校や職場などに行けなくなる、人生の希望が無くなるなど、性暴力によって人間の尊厳を奪われた被害者は、その尊厳を回復するのに専門的な手当と、温かい寄り添いと、時間とエネルギーと経費がかかる。少なくともわが国には犯罪被害者基本法によって、ようやく被害者や被害者の家族に対するわずかばかりの手当て金等が確保されているが、性暴力被害者が本当の意味で生還するための社会的資源は整備されているとはいえない。性暴力被害者支援センターなどのようなワンストップセンターも、まだまだ少ない。国は各都道府県に1か所ずつ、それぞれの自治体が整備するよう通達した。(2014年10月)しかし世界保健機構 WHO は、女性20万人に対して1か所ずつのワンストップセンターが必要であるとしている。もともと「女性の人権」が軽んじられてきた社会にあって性暴力は蔓延している。相変わらず暴力的・支配的な性描写は、いやでも日常的に私たちの視界に飛び込んでくる。これは、「表現の自由」ではあり得ない。明らかな暴力であり、犯罪である。男女不平等社会であることの一つの証拠である。

<sup>14</sup> Post Traumatic Stress Disorder (心的外傷後ストレス障害) 強烈なショック体験、強い精神的ストレスが、こころのダメージとなって、時間がたっても、その経験に対して強い恐怖を感じるもの

<sup>15</sup> 「代理受傷」「共感性疲弊」「外傷性逆転移」と呼ばれている現象の総称。外傷体験を負った人の話に耳を傾けることで生じる被害者と同様の外傷性ストレス反応

## 5. 性暴力の根絶に向けて

性暴力は、人権侵害である。性暴力を根絶することは人間の生存権、市民権の基本的な社会保障である。性暴力の根絶のために禁止法や規制法を設けても、現行法は親告罪であり、また罰則も婦女暴行罪は窃盗罪より軽い。女性の人権尊重の視点から刑法を見直す必要があり、女子差別撤廃条約や人種差別撤廃条約の規定や、国連人権理事会や女子差別撤廃委員会などの勧告を重く受け止め、国内法を改正していくことが急がれる。そのことが今、世界各国が目標としている「持続可能な開発目標」SDGs 達成に向けての具体的な行動となる。そして、何よりも社会全体が性暴力を許さないという強い意志を示すことが必要であり、誤った性意識を改善していく必要がある。

まずすべての人々が、性暴力の実態を知ることが重要であり、性暴力に屈せず、明るみに公表し、性暴力が犯罪であることあらためて認識し、性暴力を助長するような価値観や、文化、社会を認めないことである。また性教育には、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>16</sup>の理念をしっかりと定着させ、「性犯罪に巻き込まれない性教育」も徹底する必要がある。現社会にあっては、子どもたちは生まれた時から性暴力被害の危機にさらされており、実際には新生児から90代に至るまで被害を受けている。年齢に応じた配慮は必要であるが、「行き過ぎた性教育」などと言っている間にも子どもたちは性暴力被害に遭遇している。「性暴力をしない・させない」3つの教育として性教育、人権教育、防犯教育を合わせて行う必要がある。人権教育の中でも特にジェンダー平等教育が重要である。なぜなら性暴力が発生する背景にはジェンダーに起因する要素が大きいからである。我が国に氾濫しているポルノ情報は、性暴力を生み出す情報である。性に関する情報の大半がポルノ情報であるのだから、性犯罪が激増するのは当然のことである。国連では、ポルノグラフィやサイバー空間における性虐待描写などは、「性犯罪製造物」と、

定義されている。

日本では、実際のポルノ規制は生産する事業者の「自主規制」に委ねられており、本稿では特に言及しないが、日本国憲法で保障された「表現の自由」「言論の自由」などの侵害を恐れてのことである。しかし、サイバー空間における新たな時代の爆発的なポルノ産業の台頭は、女性や女兒はもちろんのこと、高齢者や障害者、また在日外国人女性を含むすべての人々にとって異常で脅威な社会を形成しつつある。日本国憲法は第12条において、すべての自由は保障されるが、その自由は公共の福祉の向上に寄与するものでなければならないとし、その濫用を禁止している。

国は、性暴力禁止法を制定すべきであり、暴力的・支配的な性描写やポルノグラフィを禁止する義務がある。合わせて様々な法整備が求められている。性暴力を根絶することは、健全な社会を再生する基盤であると考えられる。

さらに実際に誰にも相談できずに、望まない妊娠をさせられたり、健康被害や心的障害に苦しむ性暴力被害者への支援が急務である。それは、SANE<sup>17</sup>のような専門の看護師を要請することと同時に、親や保護者、家族、学校、職場、地域全体で、性暴力被害者に正しい知識を持って寄り添い、「あなたは悪くない」、「あなたと一緒に泣きます」と言いながらサポートできる市民社会の形成が望まれる。

堺市では、堺セーフシティ・プログラムにおいて実態調査(スコーピング・スタディ)(2015年)を行い、性犯罪防止のための、提燈部隊が夜間に自転車で見回りを行い、コンビニエンス・ストアでは、ファミリーマートが協力提携して、ポルノ雑誌の表紙にマスキングをしている。そして今年、性暴力被害者への寄り添いサポーターの養成講座を実施する。さらに、筆者は堺市の市議会議員として、堺市の総合医療センターの救命救急センターにおいて、性暴力被害者救援センター大阪<sup>18</sup>(SACHICO)との連携事業を行うことを実現し、さらに今後は子ども急病診

<sup>16</sup>人間の生殖システムおよびその機能と活動過程が良好であり、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定する権利を持つこと。

<sup>17</sup> 1976年に米国テネシー州メンフィスで始まり、以降米国各地およびカナダに広まった「法看護師」

<sup>18</sup> 2010年4月1日設立。性暴力被害を受けた女性に総合的支援を行うことを目的としている。

療センターにおいて、性暴力被害者の中でも最も弱い立場にある子どもの被害者とその保護者たちのためのワンストップセンターの設立に向けて政策立案を行う。同時に多くの医療従事者の中で特に看護職の人々が SANE の資格を一人でも多く取得できるような政策を進めていくつもりである。

筆者は、堺市女性団体の一員としてすでに 30 年間この問題に取り組んできたが、女性への暴力は、残念ながら世界的に状況は悪化しているという認識を持っている。しかし、あきらめるわけにはいかない。性暴力は被害者の人生や命を奪うことに等しい。絶対に許してはならない。その決意をもって、あたりまえの健全な社会を創造していきたい。

〈参考文献・参考資料〉

- [http://www.gov.mb.ca/msw/publications/un\\_women\\_safe\\_cities\\_flyer.pdf#search=%27Safe+Cities+Global+Initiative%27](http://www.gov.mb.ca/msw/publications/un_women_safe_cities_flyer.pdf#search=%27Safe+Cities+Global+Initiative%27) 2016年7月11日アクセス
- <http://www.unwomen.org/~media/headquarters/attachments/sections/library/publications/2014/un%20women%20safe%20cities%20brief-us-web.pdf#search=%27UN+Women%E2%80%99s+Safe+Cities+Global+Initiative%27> 2016年7月11日アクセス
- <http://www.pps.org/blog/un-women-forum/> より抜粋 2016年7月19日アクセス
- <http://www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2015/9/proceedings-report-un-womens-safe-cities-global-leaders-forum-2015> より抜粋 2016年7月19日アクセス
- Statement by: Ren Ito, Principal Deputy Director, Gender Mainstreaming Division, Ministry of Foreign Affairs, Japan Proceedings Report: Safe Cities Global Leaders' Forum New Delhi, India June 10-12th, 2015 Safe Cities for Women and Girls in Action: Implementation Essentials and Key Takeaways 9page より抜粋
- [http://www.gov.mb.ca/msw/publications/un\\_women\\_safe\\_cities\\_flyer.pdf#search=%27Safe+Cities+Global+Initiative%27](http://www.gov.mb.ca/msw/publications/un_women_safe_cities_flyer.pdf#search=%27Safe+Cities+Global+Initiative%27) 2016年7月11日アクセス
- [http://www.unic.or.jp/news\\_press/info/17239/](http://www.unic.or.jp/news_press/info/17239/) 2016年3月10日アクセス
- [http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/77434/1/WHO\\_RHR\\_12.37\\_eng.pdf#search=%27who+sexual+violence%27](http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/77434/1/WHO_RHR_12.37_eng.pdf#search=%27who+sexual+violence%27) 2014年9月2日アクセス
- [http://www.who.int/reproductivehealth/topics/violence/sexual\\_violence/en/](http://www.who.int/reproductivehealth/topics/violence/sexual_violence/en/) 2014年9月2日アクセス
- <http://us.reachout.com/facts/factsheet/interpersonal-violence> 2014年9月3日 アクセス
- <http://www.nwec.jp/jp/data/516bebf6478b4c313cc0dd744415336d.pdf> アクセス 2014年8月22日
- 平成 27 年度中における人身取引事犯の検挙状況について：警察庁 保安課 広報資料 平成 28 年 2 月 18 日
- <http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2015/index.htm>

- 2015年8月13日アクセス
- The 2015 Trafficking in Persons Report P.199
- The Special Rapporteur on the sale of children, child prostitution and child pornography visited Japan, at the invitation of the Government, from 19 to 26 October 2015.
- <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/53580.pdf> 2015年3月9日 アクセス
- <http://www.unwomen-nc.jp/3812> 2015年7月7日 アクセス
- <http://oxfam.jp/gbvreport.pdf> 2015年7月7日 アクセス
- 男女間における暴力に関する調査報告書：内閣府 男女共同参画局 平成27年3月
- [http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/62/nfm/n62\\_2\\_6\\_2\\_1\\_6.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/62/nfm/n62_2_6_2_1_6.html) より抜粋 アクセス 2016年3月21日
- 世界人口白書 2013年
- <http://www.unwomen-nc.jp/2837> 2014年7月16日アクセス
- <http://www.afpbb.com/articles/-/3000738> 2013年11月21日アクセス
- 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案) 平成27年7月男女共同参画会議 計画策定専門調査会
- [http://www.police.pref.nagasaki.jp/a23shounen/b05children/zidou\\_poruno.html](http://www.police.pref.nagasaki.jp/a23shounen/b05children/zidou_poruno.html) 2014年8月22日アクセス
- <http://www.afpbb.com/articles/-/3064264> 2015年12月12日アクセス
- <http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/netsafety/index.html> 2014年8月18日アクセス
- [http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/netsafety/net\\_filtering\\_8\\_1.html](http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/netsafety/net_filtering_8_1.html) 2014年8月18日アクセス
- 第7次・第8次日本定期報告に関する総括所見 アジア女性資料センター暫定訳 2016年3月20日アクセス
- NPO 女性の健康と安全のための支援教育センター編 2006 SANE性暴力被害者支援看護職養成講座テキスト
- [http://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease\\_ptsd.html](http://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_ptsd.html) 2015年8月22日アクセス
- 「レイプ二次被害を防ぐために」(財)アジア女性基金 2004
- 「堺 セーフティ・プログラム スコーピング・スタディ・レポート」 堺市 2015年3月
- 「堺セーフティ・プログラム プログラムデザインレポート」 堺市 2016
- <http://www.jstss.org/topics/03/217.php> 2015年8月22日アクセス

(Received:January 21,2017)

(Issued in internet Edition:February 6,2017)